

魚沼市公園施設長寿命化計画見直し業務委託

特記仕様書

第1条（適用範囲）

この特記仕様書は、表記業務委託の特記仕様書とし、この仕様書に記載されない事項は、下記基準によることとする。

- 新潟県土木部測量・設計・調査業務委託標準仕様書
- 魚沼市財務規則及び別記委託契約条項

第2条（業務の目的）

本業務は、発注者が管理する都市公園内の公園施設について、計画的な維持管理の方針や長寿命化対策を定め、公園施設の安全性確保と機能保全を図りつつ、維持管理予算の縮減や平準化を図ることを目的に平成24年度に策定した『魚沼市公園施設長寿命化計画』の見直しを行うことを目的とする。

第3条（業務の範囲）

本業務の対象公園は以下のとおりとする。

[対象公園及び調査・計画見直し対象面積]

- | | | |
|-----------|-------------------|-----------------|
| ○月岡公園 | 魚沼市堀之内 2012 番地 2 | (総合公園__11.04ha) |
| ○小出公園 | 魚沼市青島 1609 番地 | (総合公園__14.07ha) |
| ○なかよし中央公園 | 魚沼市諏訪町 1 丁目 24 番地 | (街区公園__ 0.12ha) |
| ○原児童公園 | 魚沼市井口新田 310 番地 3 | (街区公園__ 0.13ha) |
| ○上ノ原児童公園 | 魚沼市井口新田 326 番地 1 | (街区公園__ 0.16ha) |

計 5 公園

第4条（履行期間）

本業務の履行期間は、契約締結の日から令和9年3月26日までとする。

第5条（業務の内容）

本業務の内容は、以下の通りとする。

（1）予備調査

①資料収集と与条件の整理

- ・業務対象施設について、平成24年度に策定した長寿命化計画の基礎情報を確認するとともに、それぞれの公園施設について工事履歴や定期点検結果等を確認し、設置年数や主要部材等の基礎情報の見直しを行う。

なお、「公園施設長寿命化計画策定指針（案）（令和7年3月 国土交通省都市局 公園緑地・景観課）」の改正に伴う補足情報の収集、整理も併せて実施する。

②現地概査

- ・①で整理された資料を基に、現地調査により公園施設の設置状況や利用状況、劣化や損傷の状況を確認し、その結果から各公園施設の基礎情報の修正ならびに必要な事項の補完を行う。
- ・事後保全型管理施設についても、調査時点において破損が確認された場合等、長寿命化計画の計画年次内の補修が必要であると判断される施設については、破損状況、規模等の確認を行う。

③数量集計等とりまとめ

- ・①②により得られた情報を基に、公園概要シート等の見直しを行う。

（2）長寿命化計画の見直し

①基本方針検討

- ・対象公園全体の状況を把握したうえで、公園全体のあり方ならびに個別の施設について、長寿命化対策を実施するための基本方針の見直しを行う。

②修繕または改築工法の検討

- ・健全度判定で修繕または改築等が必要と判断された施設について、必要となる概算金額を算出する。

③修繕または改築の時期の検討

- ・修繕または改築等は計画期間内に実施することとし、処分制限期間ならびに緊急度等を勘案したうえで実施時期の検討を行う。

④消耗部材の交換計画

- ・施設の設置年から、消耗部材の交換時期について検討する。

⑤ライフサイクルコストの検討

- ・予防保全型管理を行う候補とした施設について、予防保全の場合と事後保全の場合のライフサイクルコストの比較を行う。予防保全に必要な補修の内容・費用・時期・使用見込み期限等の設定については、指針に基づき設定する。

⑥長寿命化計画のとりまとめ

- ・①～⑤の資料を基に、安全性・機能性・利用面等から修繕の優先順位を精査し、年次計画の見直しを行う。

⑦報告書の作成

- ・以上の検討結果を、公園施設長寿命化計画報告書（計画調書、点検表等）として取りまとめる。
- ・報告書に記載する調書および点検調査票等の内容は以下のとおりとする。

1. 公園施設長寿命化計画書（報告書）……………様式 0
2. 公園施設長寿命化計画調書（総括表）……………様式 1
3. 公園施設長寿命化計画調書（都市公園別）…様式 2
4. 公園施設長寿命化計画調書（公園施設種類別現況）…様式 3
5. 公園施設長寿命化計画基礎資料
6. 計画に示した長寿命化対策の根拠となる資料等（ライフサイクルコスト算出根拠）
7. 各種施設の点検調査票および写真
8. その他関係書類

第 6 条（貸与資料等）

貸与資料等は、以下のとおりとする。

- ・平成 24 年度 魚沼市公園施設長寿命化計画策定業務（報告書）
- ・定期点検記録
- ・修繕履歴
- ・その他、業務上必要となる資料（協議により決定）

第 7 条（成果品等）

納入する成果品等は、以下のとおりとする。

- ・報告書（A4 版）……………1 部
- ・電子データ（CD-R）……………1 式
- ・その他必要資料……………1 式

第 8 条（設計協議）

設計協議の想定回数は以下のとおりとする。

時 期	回 数
初回打合せ	1
中間打合せ	1
成果品納入時	1

第 9 条（受注者の能力）

本業務の業務内容の特質を加味し、受注者は以下実績を保有するものとする。

○業務実績について、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間に於いて、新潟県内自治体における「公園施設長寿命化計画」策定または見直し業務での履行実績（下請業務の実績を除く。）を有するもの。

※契約書及び検査合格通知書の写しを提出すること。ただし、複数の実績を有する場合は代表するものの1件を提出すること。

第10条（業務実施体制）

本業務の業務内容の特質を加味し、以下の技術職員を配置することとする。なお、配置する技術職員は受注者と恒常的な雇用関係（入札公告日時点で1年以上）のある者とし、兼務は不可とする。

併せて、受注者は契約締結時に於いて、保有資格を確認できる資料（資格証、登録証等）及び受注者と恒常的な雇用関係を確認できる資料（健康保険証の写し）を提出すること。

（1）主任技術者

主任技術者は以下いずれかの資格を有する者とする。

○技術士（部門：建設部門（都市及び地方計画））

○RCCM（登録技術部門：都市計画及び地方計画）

（2）照査技術者

照査技術者は以下いずれかの資格を有する者とする。

○技術士（部門：建設部門（都市及び地方計画））

○RCCM（登録技術部門：都市計画及び地方計画）

第11条（成果品の帰属）

成果品はすべて発注者の所有として発注者の承認を得ないで他に公表、貸与してはならない。

第12条（成果品の契約不適合）

業務完了後においても、受注者の責めに帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに受注者の責任に於いて訂正、補足及びその他必要な処置をとらなければならない。

第13条（機密の保持）

受注者は業務を遂行する上において知り得た業務の目的や内容、その他借用資料に於いて情報を第三者に漏らしてはならない。

第14条（その他）

その他作業遂行上疑義が生じた場合は速やかに監督員に報告し、協議するものとする。

以上